

## 建設業法

### (許可の基準)

**第7条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

1. 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理者任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

2. その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

3. 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に關して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

4. 請負契約（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

### (許可の基準)

**第15条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

1. 第7条第1号及び第3号に該当する者であること。

2. その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき

専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- イ 第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
  - ロ 第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者
  - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
3. 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

#### (主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 第 26 条** 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に關し第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
- 3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前 2 項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

## 建設業法施行令

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事)

**第 27 条** 法第 26 条第 3 項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が 2500 万円以上のものとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が 5000 万円以上のものとする。

1. 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
  2. 第 15 条第 1 号及び第 3 号に掲げるものに関する工事
  3. 学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舍、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事
- 2 前項に規定する工事のうち密接な関係のある 2 以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。